

安全運転管理者の選任届出に必要な書類

書類	資格要件		
	の者上運 経、の転 験副方管 あ安へ理 り全安經 ～運全験 転運が 管転 2 理管年 者理以	の者上運 経、の転 験副方管 な安へ理 し全安經 ～運全験 転運が 管転 2 理管年 者理以	左記以 外の方
1 安全運転管理者に関する届出書 (別記様式第9号)	1通	1通	1通
2 戸籍抄本			
3 住民票の写し(個人番号が記載されていないもの)	いずれか1通	いずれか1通	いずれか1通
4 運転免許証等の写し			
5 個人番号カードの写し(おもて面)			
6 運転記録証明書(運転免許所持者のみ)	1通	1通	1通
7 陳述書 (道路交通法施行規則第9条の9第1項第2号イ及びロに 該当しない旨を陳述する書面)	1通	1通	1通
8 運転管理経歴証明書 (自動車の運転管理実務の経歴を証明するもの)		1通	
9 安全運転管理者証の写し 又は副安全運転管理者証の写し	いずれか1通		
10 安全運転管理者認定書の写し 又は副安全運転管理者認定書の写し			
11 資格認定申請書(別記様式第16号)			1通

- 備考 1 運転管理経験には、安全運転管理者又は副安全運転管理者の経験だけでなく、その補助者等、事業所で直接又は間接的に運転者を管理・指導した経験があれば、その経験年数を含みます。
- 2 e-Gov電子申請(デジタル庁が運営する電子申請のポータルサイト)による届出の場合は、届出事項を専用フォーマットに入力してください(「安全運転管理者に関する届出書」を添付する必要はありません。)
- 3 「戸籍抄本」、「住民票の写し」は届出前6か月以内に作成されたもので、複写(コピー)は不可とします。
ただし、e-Gov電子申請による届出の場合はスキヤナで読み取ったデータで構いません。
- 4 「運転記録証明書」は過去2年以上記録のもの(3年又は5年)で、選任前1か月以内に作成されたもの。
自動車安全運転センターで発行しています。
- 窓口での届出については、原本の提出の必要がありますが、e-Gov電子申請による届出の場合はスキヤナで読み取ったデータで構いません。
- 5 運転管理経験が2年以上で、過去に安全運転管理者、副安全運転管理者の経験がある方は、「運転管理経歴証明書」に代えて、過去に交付を受けた「安全運転管理者証」、「副安全運転管理者証」、「安全運転管理者認定書」「副安全運転管理者認定書」の写しを提出することができます。
(令和4年1月4日以降は「安全運転管理者証」、「副安全運転管理者証」は発行しません。)
- 6 「左記以外の方」とは、運転の管理経験が2年未満で、公安委員会の認定が必要な方のことです。
- 7 「運転免許証等の写し」とは、運転免許証の写し又は免許情報記録個人番号カードから出力された免許情報を印刷したものです。
- 8 任意選任の場合は、安全運転管理者に関する届出書以外の書類は不要です。